

## 第5号議案

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償を勤務の形態に応じて支給すること等のため、これらの支給方法等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「この条例」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、非常勤の職員の勤務の形態を考慮して必要があると認めるときは、前2条に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法を規則で定めることができる。

別表中

「

|        |    |        |
|--------|----|--------|
| 社会教育委員 | 日額 | 6,500円 |
|--------|----|--------|

」

を

「

|           |    |        |
|-----------|----|--------|
| 社会教育委員    | 日額 | 6,500円 |
| 学校運営協議会委員 |    | 500円   |

」

に、

「

|       |    |        |
|-------|----|--------|
| 福祉相談員 | 月額 | 7,600円 |
|-------|----|--------|

」

を

「

|         |    |         |
|---------|----|---------|
| 福祉相談員   | 月額 | 7,600円  |
| 交通安全指導員 | 年額 | 28,000円 |

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。